

よくある質問 Q&A

ここでは指定事業者研修についてのよくある質問にお答えしています。問合せの前に、ぜひお読みください。

Q 1：この研修の受講は義務ですか。

A 1：平成20年に厚生労働省は、水道事業者に対し、指定給水装置工事事業者による適正な給水装置工事の確保に資するため、定期的な講習・研修の実施に努めるよう通知を行いました。これに伴い、当局では研修を実施しています。この研修の受講は義務ではありませんが、原則、受講していただいております。また、研修の受講状況については、当局ホームページにて水道利用者が指定事業者を選択する際に有用となるよう情報提供します。

Q 2：本研修を受講しなかった場合、千葉県営水道の給水区域内で工事（申請）ができないになりますか。

A 2：この研修の受講は義務ではありませんので、工事（申請）ができなくなるようなことはありませんが、原則、受講していただいております。

Q 3：この研修を行う目的はなんですか。

A 3：研修では、指定給水装置工事事業者制度の確認や給水装置工事に係る情報及びトラブルの防止、事故事例等について研修を行います。これにより、指定給水装置工事事業者の皆様の技術力向上や、よりよいお客様対応を目指しています。

Q 4：他の水道事業者の講習会や研修に参加したが、それでも受講する必要がありますか。

A 4：他の水道事業者の講習会、研修を受けている場合でも、千葉県営水道の給水区域内での工事を行う指定給水装置工事事業者は、当研修の受講をお願いします。

Q 5：この研修は毎年開催するものですか

A 5：概ね3年に1回開催しております。直近だと令和5年2月に開催しております。

Q 6 : この研修に受講料はかかりますか。

A 6 : 受講料はかかりません。

Q 7 : 千葉県の指定給水装置工事事業者であるが、ほとんど事業はやっていません。それでも受講しなければなりませんか。

A 7 : 千葉県の指定給水装置工事事業者に指定されていれば、原則受講していただきます。休業状態である場合は「休止届」、また、事業を廃止する場合は「廃止届」を提出してください。当該研修よりも前に廃止届を提出されている場合は、研修の受講は不要です。

Q 8 : 郵送された書類を紛失してしまった。

A 8 : 千葉県営水道ホームページの【重要なお知らせ】令和7年度千葉県企業局指定給水装置工事事業者研修のページに案内がありますので御確認ください。

Q 9 : 研修の受講は給水装置工事主任技術者でなければなりませんか。

A 9 : 研修の受講は、代表者又は給水装置工事に従事する者とし、本研修の内容を社内で周知できる方が受講してください。

Q 10 : 受講の手続はどのように行いますか。

A 10 : 受講の手続は必要ありません。自主学習後に社内への周知や教育を実施し、ちば電子申請サービスに掲載されている「令和7年度千葉県企業局指定給水装置工事事業者研修の受講報告」にて受講報告をしてください。

Q 11 : 受講期間を過ぎても自主学習資料を見ることは可能ですか。

A 11 : 自主学習資料は受講期間（令和8年1月5日から令和8年2月27日まで）のみ掲載しますので余裕をもって受講していただきますようお願いします。

Q 12 : 「ちば電子申請サービス」への利用者登録、操作方法がわからないのですが。

A 12 : 「ちば電子申請サービス」のホームページ内にあるヘルプを確認していただくか、同ページの下にあるヘルプデスクへお問合せください。

Q 1 3 : 「ちば電子申請サービス」からの通知メールが受信できません。

A 1 3 : 「ちば電子申請サービス」から送信される通知メールが迷惑メールと判定されて、受信フォルダではなく迷惑メールフォルダに格納されている可能性があります。迷惑メールフォルダに通知メールが格納されていないか確認してください。

Q 1 4 : すでに「ちば電子申請サービス」の利用者登録をしているが、改めて登録する必要があるのか。もしくは、別の人で登録する必要があるのか。

A 1 4 : すでに登録済みであれば改めて登録する必要はありません。

Q 1 5 : 研修を受講した証明書は発行されますか。

A 1 5 : 研修の受講を報告された指定事業者の皆様には、修了証書交付についてメールを送信しますので、案内に従い修了証書の交付を受けてください。